

海山園ヘルパーステーション 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人太陽福祉会が開設する海山園ヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業、第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものに限る）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 海山園ヘルパーステーション
- (2) 所在地 京都府京丹後市久美浜町湊宮 467 番地の 60

(運営方針)

第3条 法人は、第1条の目的を達成し、利用者本人の希望と在宅生活上の課題を解決する為に、利用者の選択に基づき、適切なサービスを提供できるよう、居宅介護支援事業所やかかりつけ医等の関係機関と密接な連携に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1 名 (兼務)
- (2) サービス提供責任者 3 名以上 (訪問介護員と兼務)
- (3) 訪問介護員 12 名以上 (内 10 名以上は非常勤職員)

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し、その計画に基づき自ら訪問介護等の提供を行い、その結果の記録及び報告を行う。
- (3) 訪問介護員は訪問介護計画に基づき訪問介護の提供を行う。

(営業日、営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜から日曜までの毎日
- (2) 営業時間 0時 ～ 24時

(事業の方法及び内容)

第6条 訪問介護は、居宅サービス計画等に沿って訪問介護計画を作成し、利用申込者との契約により適切なサービスを提供する。

2 サービス内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護に関すること

- ア 食事の介護
- イ 排泄の介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助その他必要な身体介護

(2) 家事援助に関すること

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除。整理整頓
- エ 生活必需品の買物
- オ 関係機関等との連絡
- カ その他必要な家事

(3) 相談援助に関すること

- ア 生活、身上、介護に関する相談、助言
- イ 住宅改良に関する相談、助言
- ウ その他必要な相談、助言

(訪問介護計画書等の作成)

第7条 サービス提供責任者等は利用者ごとの訪問介護計画書及び支援活動報告書等を作成しなければならない。

2 訪問介護事業の管理者は訪問介護計画書及び支援活動報告書等に関し、必要な管

理をしなければならない。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、サービス提供中等に利用者の病状に急変その他の事態が生じたときは、直ちに主治医に報告し、その指示に従い必要な処置を講じなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2 訪問介護員等は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者に速やかに報告しなければならない。

(利用料)

第9条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 基本利用料については、訪問介護を行う前に重要事項説明書に記載の通りを利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、理解を得るものとする。

- ・お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
(但し、介護予防は除く)

①ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合当該基本料金の	50 %
③ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合当該基本料金の	100 %

3 利用者から利用料の支払を受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、京丹後市久美浜町内及び網野町木津・浜詰とする。

(利用料の減免)

第11条 法人理事長は、利用者の属する世帯が、災害、疾病その他特別の事情により生計が著しく困難であると認められた場合には、利用者の申請に基づき利用料（ただし、基本利用料を除く。）を免除することができる。

2 前項の規程による減免の手続方法などについては別で定める。

（内容の表示）

第12条 訪問介護を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その利用手続、方法及び内容について説明を行い、理解を得るものとする。

（秘密保持）

第13条 訪問介護員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。なお、退職後もその義務が継続する。

2 退職後であって従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべく旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（研修）

第14条 事業所は訪問介護員の資質向上・介護サービスの充実を目指すため、研修の機会を次の通り設けて事業体制を整備する。

（1）採用時研修・・・・・・採用後1ヶ月以内

（2）継続研修・・・・・・必要に応じ随時実施、参加する

（虐待の防止の措置に関する事項）

第15条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（1）虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

（4）虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

（その他の運営に関する重要事項）

第16条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関する重要事項は、法人理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 8月15日から施行する。

平成18年 8月18日 改正

平成19年 4月 1日 改正

平成19年 7月 1日 改正

平成20年 4月 1日 改正

平成21年 4月 1日 改正

平成21年11月21日 改正

平成22年12月 1日 改正

平成23年 7月 1日 改正

平成24年 4月 1日 改正

平成25年 4月 1日 改正

平成25年 4月21日 改正

平成26年 4月 1日 改正

平成27年 4月 1日 改正

平成28年 4月 1日 改正

平成29年 4月 1日 改正

令和 元年11月 1日 改正

令和 2年 4月 1日 改正

令和 6年 3月 1日 改正